

電波法関係手数料令の一部を改正する政令案等に対する意見募集

総務省は、電波法関係手数料令の一部を改正する政令案等について、令和 8 年 5 月 23 日（土）から同年 6 月 22 日（月）までの間、意見募集を行います。

1. 背景及び概要

電波法に係る各種手続の手数料の額は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 103 条第 1 項の規定に基づき、実費を勘案して電波法関係手数料令（昭和 33 年政令第 307 号）において定められています。

本改正案は、最近における経済情勢の変化に鑑み、無線局の落成後の検査等に係る手数料の額を見直すとともに、船舶局無線従事者証明に係る手続の電子申請等をする場合の手数料の額を定める等の改正を行うものです。

なお、無線局の免許申請手数料等については、令和 7 年 10 月 1 日に手数料の額を改正したところであること等から、本政令改正の対象としていません。

2. 意見公募手続**(1) 意見募集対象**

- ・電波法関係手数料令の一部を改正する政令案等
（別紙 1：定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表）
（別紙 2：新旧対照表）
（別紙 3：総括表）

(2) 意見提出期間

令和 8 年 5 月 23 日（土）から同年 6 月 22 日（月）まで <必着>

（郵送による提出の場合、締切日の消印有効とします。）

※詳細については、改正概要（別紙 4）及び意見公募要領（別紙 5）を御確認ください。

3. 今後の予定

いただいた御意見等を踏まえ、速やかに手続を進めます。施行については、令和 8 年秋以降を予定しています。

4. 資料の入手方法

資料については、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課（中央合同庁舎第 2 号館 10 階）において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

連絡先

総合通信基盤局電波部電波政策課

担当：伊藤課長補佐、永井係長、田島主査、川上官

電話：03-5253-5874（直通）

E-mail：kikaku2_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には、「@」に変更してください。